

第20回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成31年3月28日 開会

平成31年3月28日 閉会

浦幌町農業委員会

平成31年3月28日 第20回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午前10時00分

閉会 午前11時36分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	4番	石塚健一
5番	福田和己	6番	大坂 有	7番	山村幹次
8番	廣富一豊	9番	高木政志	10番	木南和徳
11番	森 秀幸	12番	石森正浩	13番	小川博幸

2 遅参委員

3番 香川 由 (10時20分より)

3 欠席委員

なし

4 議事に参与するもの

農地係長 小川 裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 買受適格証明願について
- 日程第 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第5号 農地転用許可後における事業計画変更承認について
- 日程第 9 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第7号 浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

5 議事内容 午前10時00分開会

○小川係長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。急ではありますが、事務局長につきましては本日の総会を欠席させていただいております。本日は事務局長に変わりました、私の方で進行をさせていただきますので、よろしく願いいた

します。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、**12名**です。定足数に達しておりますので、ただいまから第20回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程の第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定によりますが、ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 会議を再開いたします。日程の第2「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により議席番号5番福田委員、6番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、農地係長より報告をお願いいたします。

○小川係長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 それでは、質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の1件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、栄穂に住所を有する方。賃借人は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきまして

は、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成29年12月25日に賃貸借されましたが、平成31年2月28日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農家住宅を建設するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。暫時休憩いたします。

(香川委員着席)

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、贈与1件の所有権移転案件と、賃貸借4件、使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号61番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の贈与案件1件、賃貸借案件4件、使用貸借案件1件でございます。

番号61番、譲渡人は、東山町に住所を有する方、譲受人は、桜町に住所を有する浦幌町です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして88、968平方メートルです。契約の種類は贈与、経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人に農地を贈与する。譲受人は、浦幌町模範牧場の安定した管理運営のため農地の贈与を受けるものであります。

別添の農地法第3条に基づく売買、貸借の要件と書かれた資料をご覧ください。通常農地法第3条第1項の規定による許可の場合は、農地法第3条第2項各号の要件に照らし、いずれにも該当しない場合に限り許可をすることができるとなっておりますが、一方で、政令の定める相当の事由がある場合は、農地法第3条第2項各号の要件によらずに不許可の例外として許可することができる規定が設けられております。不許可の例外事由として規定されている農地法施行令第2条第1項第1号口には、地方公共団体がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。とあり、譲受人の浦幌町は、乳牛預託事業を行っていることから当該地を牧草地として使用しており、浦幌町模範牧場の安定した管理運営を図るために

は粗飼料確保が必要であるため、譲渡人より寄附の申し出を受け、贈与を受けるもので、同規定に該当すると認められ、不許可の例外として許可をすることができるものと考えております。議案書7ページに3条番号61の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号61番につきましては、只今事務局の説明のとおり、浦幌町模範牧場の安定した管理運営のため農地の贈与を受ける内容であり、3月12日現地を確認したところ、農地法施行令第2条第1号口の不許可の例外に該当しており、農地法第3条第2項の許可をしない要件の第3号、第6号及び第7号に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号61番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号61番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号62番から66番について審議をいたします。初めに番号62番から64番、及び66番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。番号62番、貸主は、川上に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、25筆合わせまして237,227平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年3月29日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、相続した農地を農業者に貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

議案書5ページをご覧ください。番号63番、貸主は、栄穂に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3,001平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年3月29日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のため、農地を借り受けるものであります。

番号64番、貸主は、札幌市に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、1,187.8平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年3月29日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおり

りであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の希望により農地を貸し付ける。借主は、経営規模の拡大のため、農地を借り受けるものであります。

議案書6ページをご覧ください。番号66番、貸主は、本別町に住所を有する方、借主は、本別町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、15筆合わせまして、117,108平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年3月29日から平成51年3月28日までの20年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、子が法人を設立したので使用貸借する。借主は、法人化による経営規模拡大のため、使用貸借を締結するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書8ページから11ページに3条番号62から64までの位置図を、議案書13ページに3条番号66の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、番号62番から64番について、地区担当委員の森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 番号62番から64番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営規模拡大のため農地を借り受ける内容でありまして、3月10日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号66番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号66番につきましては、只今事務局の説明のとおり、法人化による経営規模拡大のため、使用貸借を締結する内容であり、3月9日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第2号の番号62番から64番、及び66番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号62番から64番、及び66番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に番号65番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号4番、石塚委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで暫時休憩いたします。

(石塚委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書5ページをご覧ください。番号65番、貸主は、材木町に住所を有する方、借主は、朝日に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、

面積は、52,227平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年4月1日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地の有効利用のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のため、農地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書12ページに3条番号65の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号65番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため農地を借り受ける内容であり、3月12日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号65番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号65番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号4番、石塚委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(石塚委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。農地係長よりただ今の議決結果について報告してください。

○小川係長 議案第2号の番号65番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第6 議案第3号 買受適格証明願について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「買受適格証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書14ページをご覧ください。議案第3号。買受適格証明願について。このことについて、下記のとおり買受適格証明の願出があったので審議されたい。なお、願出人が売却決定者となり、農地法第3条第1項の許可申請書を提出した場合は、農業委員会会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き許可をすることについての同意を求めます。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

買受適格証明とは、裁判所が実施する競売について、対象物件が農地である場合に、入札しようとする者が農地法第3条の規定による農地を取得する要件を満たすものかを確認し証明するものであり、入札に参加する際に必要となります。

このことから、今回農地を取得する要件を満たす買受適格者であるかを審議することになり、買受適格者であると決定され、その後落札され農地法第3条第1項の許可申請書が提出された場合、改めて農業委員会総会で審議することなく許可することを併せて決定することになります。

申請人は、愛知県愛西市に住所を有する法人、土地所有者は、養老に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、4筆合わせまして48,803平方メートルです。経営の内容は、記載のとおりであります。願出目的は、競売に参加するためです。入札期間は、平成31年4月4日から4月11日までとなっており、開札期日は、平成31年4月17日、釧路地方裁判所帯広支部で実施されます。売却基準価格は、1,128,000円、買受可能価格は、902,400円です。

また、期間入札において、買受けの申出がないときは、その後、特別売却となり実施期間は、平成31年4月18日から4月26日までとなっており、先着順により、買受可能価格以上の金額で買受申出人が申し出た金額での売却となります。

なお、買受適格証明の可否を決定する基準は、農地法第3条の許可申請書の審査基準と同様であり、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書15ページに、位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の石塚委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石塚委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、愛知県愛西市の法人が規模拡大のため競売入札に参加する内容であり、3月10日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○森委員 すいません。休憩を取ってもらえますか。

○小川議長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 休憩を解き、会議を開きます。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を願出のとおり証明し、農地法第3条第1項の許可申請書が提出された場合は、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は願出のとおり証明し、農地法第3条第1項の許可申請書が提出された場合は、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可することに決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書16ページをご覧ください。議案第4号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号4番、申請人は、譲渡人であります栄穂に住所を有する方、譲受人は子である栄穂に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は、595平方メートルです。転用計画といたしましては、農家住宅の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、その他政令で定める相当の理由がある時に許可することができるとなっております、その他政令で定める相当の理由とは、農地法施行令第11条第2項及び第4条第1項第2号へ、第1種農地で地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用とあり、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画は、農地法施行規則第38条及び第39条で、農業振興地域整備計画に定められている施設となっております。農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。議案書17ページから21ページに位置図、配置図、求積図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30アール以下であるため本農業委員会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第5号 農地転用許可後における事業計画変更承認について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号「農地転用許可後における事業計画変更承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書22ページをご覧ください。議案第5号。農地転用許可後における事業計画変更承認について。このことについて、下記の者より事業計画の変更承認申請があったので審議されたい。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

本件につきましては、平成30年3月29日開会の農業委員会総会でご審議いただき、平成30年5月1日付浦農委第1号指令で農地法第5条の規定により許可した案件について、事業計画の変更申請がありましたので、承認してよろしいか審議いただくものであります。

番号1番、申請人は、統太に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画の変更内容としましては、牛舎の構造と棟数の変更、浄化装置、仔牛

処置室及び除糞通路の追加、ロータリーパーラーとパラレルパーラーの構造の変更、パラレルパーラーの建設位置を南側へ移動、事業の完了日を平成31年3月31日の予定から平成32年3月31日の予定に変更するものであります。

変更理由としましては、建築基準法に則った牛舎を建築しつつ、可能な限り安価なコストに抑えるための構造の変更と、牧場運営において必要不可欠な施設を追加する必要があること、また、5月以降の天候不順により建設予定地の地盤が酷くぬかるみ、排水処理に時間を要したために工事の着工に遅れが生じ、全体的に基礎地盤が弱く、その強化にあたる工法の選定に時間を要したため、事業の進捗に遅れが生じたことから事業計画の変更を申請するに至ったものであります。

別添の転用事業計画変更申請についてと書かれた資料をご覧ください。農地法にかかる事務処理要領の第4の6の(3)のイの(イ)許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、事業計画の変更の手続きを執らせるよう指導することが適当と考えられるとされております。転用目的の達成が可能な場合の事業計画の変更承認要件としては、d、変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であること、e、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前と同程度又はそれ以下であること、f、農地転用許可基準により許可相当であることの3要件があり、これら全てに該当するときは、これを承認することができます。

本件につきましては、これら要件を全て満たしていると判断し、承認することが適当と考えております。なお、当初事業計画において転用許可している案件でありますので、北海道農業会議への意見聴取は必要ありません。議案書23ページから32ページに変更後の事業計画の資料として、位置図、施設配置図、立平面図等を添付しております。また、変更前の施設配置図を資料として添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

○小川議長 次に日程第9、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書34ページをご覧ください。議案第6号。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、浦幌町長から決定を求められた下記

の農用地利用集積計画について審議されたい。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書35ページより、ご説明申し上げます。賃貸借案件3件の内容でございます。

番号30番、利用権の設定等を受ける者は、桜町に住所を有する浦幌町、利用権の設定等をする者は、札幌市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、15筆合わせまして、266,319平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号31番、利用権の設定等を受ける者は、桜町に住所を有する浦幌町、利用権の設定等をする者は、トイトツキに住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、1,166平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号32番、利用権の設定等を受ける者は、桜町に住所を有する浦幌町、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、121,059平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書36ページから39ページに番号30から32までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第10 議案第7号 浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

○小川議長 次に日程第10、議案第7号「浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書40ページをご覧ください。議案第7号。浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について。このことについて、浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部を次のように改正する。平成31年3月28日提出。浦幌町農業委員会会長。1、浦幌町農地移動適正化あっせん基準の改正、別紙新旧対照表のとおり。2、変更の理由、(1)北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領が一部改正されたため。(2)農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想が変更されたため。

本改正につきましては、農地法及び農業委員会等に関する法律が一部改正されたのを受けまし

て、平成28年5月30日付け、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正、及び平成29年4月27日開会の第33回農業委員会総会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想変更案に対する意見書の提出についてでご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想変更に伴い浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正するものでございます。

議案書41ページをご覧ください。改正内容につきましては、浦幌町農地移動適正化あっせん基準新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の右側が改正前基準で、左側が改正後の基準になります。初めに、あっせん基準の第2. 農地等の権利を取得させるべき者の要件では、法律の略名でございます「。以下「機構法」という。」と、「。以下「基盤強化法」という。」を加えます。次に、第6条第2項第3号となっているものを、第2条第2項第3号に改めます。第3. 農業を営む者の要件では、農業生産法人を農地所有適格法人に改めます。議案書42ページをご覧ください。第4. 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位の(1)では、農業経営基盤強化促進法を、法律の略名でございます基盤強化法に改め、あっせん順位1位となります農業を営む者は、認定農業者及び地域の中心となる経営体から認定農業者又は認定就農者に改めます。これは、関係法令が基盤強化法に一元化されたものです。以上は、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に伴い改正するもので、北海道の実施要領と同じ内容でございます。

議案書44ページをご覧ください。次に別表1及び別表2の改正でございますが、初めに別表2でございます。別表2につきましては、先程申し上げました平成29年4月27日開会の第33回農業委員会総会にご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の中で、営農類型ごとの目標面積が定められておりますが、この目標面積変更に伴い改正するもので、ここで定める目標面積は基本構想と同じとしております。

次に、別表1ですが、こちらは基準面積で、農地のあっせんを受ける者のあっせん後の経営面積がこの基準を超えている者にあっせんするという定めです。別表1の基準面積は、別表2の規模拡大目標面積の8割程度を基本としておりますが、これまでの経過としましては、戸別所得補償制度の前の品目横断的政策のときに、すべての農業経営者が対象とできるように、畑作専業Ⅰ、酪農専業Ⅰ、酪農畑作、畑作肉牛、肉牛専業は8割以下の低い設定としていたことから、今回の改正につきましても、町内の農業経営されている方の経営面積等考慮しつつ同様の設定とさせていただいております。畑作野菜(青年)、酪農専業(青年)、肉牛専業(青年)の基準面積は、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用についての中で、新規就農者の場合は、5年後の農業経営が当該地域の農業経営の平均規模のおおむね6割以上とされていることから、基本となる畑作専業Ⅰ、酪農専業Ⅰ、肉牛専業の6割程度の面積を基準面積として設定しています。

議案書43ページに戻っていただき、附則の施行日でございますが、本日の総会で決定をいただきましたら、その後、北海道知事に対して認定申請を行い、知事より認定を受けて施行となりますのでよろしくお願い致します。

以上が改正の内容となっておりますが、この農地移動適正化あっせん基準を適用した権利の設定、移動については、本町の農業委員会では実施しておらず、あっせんの申し出があった場合は、農業経営基盤強化促進法による権利の設定、移動を行っているのが実態ですが、農用地利用集積計

画を作成するに当たり、複数の購入希望者等があった時の選定基準として活用等することも見据えて、あっせん基準を整理しておく必要があると考えております。

なお、今回の改正につきましては、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領が一部改正された時点及び農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想が変更された時点におきまして本来改正すべきところですが、時期が失したことにしましては、お詫び申し上げます。

以上で、改正内容の説明は終わらせていただきますが、次に農地移動適正化あっせん事業の流れを参考として説明させていただきますので、資料としてお配りしています「農地の権利移動に係る手続きの流れ（イメージ図）」をご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業につきましては、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図るため、農業委員会が農地の出し手よりあっせん申出を受け、農業委員会で定める農地移動適正化あっせん基準の要件を満たした受け手等へあっせんを行う事業です。

イメージ図の左から2番目のあっせんの場合をご覧ください。農業委員会は、この事業を適用するためにあっせん譲受け等候補者名簿を作成する必要があります。これは、農業を営む者からの名簿登録の申出、農業委員会の日常活動によりあっせん譲受け者の把握が基礎となります。次に、農地の所有者からあっせんの申し出があった場合、名簿に登録されているあっせん候補者名簿の中から相手方、いわゆる受け手となるべき者を1名以上選出し、受け手となるべき者の選定の経過を整理し、選定調書を作成します。次に、あっせん委員2名以上を農業委員の中から選出し、あっせん申し出をした出し手にあっせん委員の氏名を通知し、あっせんを行います。この場合、権利を取得させる農業者、いわゆる受け手が2名以上いる場合は、このあっせん基準に照らし合わせてあっせん相手方の順位を決めてあっせん調整を行うこととなります。あっせんが成立しましたら、農業委員はあっせん調書を作成し、農業委員会へ報告します。報告を受けた内容に従い農用地利用集積計画書を作成し、農用地利用集積計画の作成の要請又は農用地利用集積計画の決定という形で農業委員会総会に提案、審議いただき、決定後、農用地利用集積計画の公告により権利の設定が確定します。以上が農地移動適正化あっせん事業の流れとなっております。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○伊藤委員 41ページの改正後の第2、第2の4行目「以下、「機構法」ということで省略の文言があるんですけど、このあとに、この以下に「機構法」というのは出てこないんじゃないかなと思うんですよね。なので、この「以下「機構法」とって言う文言は要らないんじゃないかなっていう、細かい質問なんですけど。

○小川議長 「以下」が要らないということ。

○伊藤委員 「機構法」とって言うのがこれ以降出てこないから、省略しなくても良いんじゃないかなと思うんですよね。

○小川議長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。

○小川係長 ただいまのご質問についてでございますが、今回の改正につきましては、北海道農

地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に伴いまして改正するというところで、北海道の実施要領と同じ内容ということでございますが、ただいま御意見のありました「機構法」という部分につきましては、この後、道の方に確認して参りたいと思います。以上でございます。

○小川議長 そのほか、なにかございませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第20回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時36分閉会